

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 6 日

関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課福利厚生班

人事異動等に係る財形貯蓄の取扱いについて

財形貯蓄加入対象者は、県費負担教職員のうち、給与等が電算処理されている教職員（期限付職員は除く。）に限られていることから、人事異動等に伴い、県費負担から外れる場合や休業等で給与の電算処理が停止する場合には、加入者自身で契約している金融機関に連絡し、手続を行う必要がありますので、関係職員への周知をお願いします。

記

1 預入が中止となる者

(1) 該当者

現在財形貯蓄をしている者で、派遣等で県から給与支給がなくなる者（岡山市立の小・中・高等学校へ異動する者を含む。）

(2) 手続内容

3 月中に契約している金融機関に連絡し、県での財形貯蓄の「中断」の手続を行ってください。4 月以降は県での財形貯蓄の継続はできないため、継続を希望する場合は手続を新所属へ確認してください。

2 預入を再開することができる者

(1) 該当者

県での財形貯蓄の中断を行っており、今年度まで派遣等で県から給与支給がなかった者（岡山市立の小・中・高等学校から転入する者を含む。）で、来年度から派遣解除等により県からの給与支給が再開される者

(2) 手続内容

各自で契約している金融機関に連絡し、県での財形貯蓄の「復活」の手続を行ってください。再開は、最短で5月給与からの預入となります。

3 その他手続が必要な者

(1) 無給になる者

休業等（育児休業、病気休職、配偶者同行休業、自己啓発休業、大学院修学休業等）で無給になる者についても、加入者自身で契約金融機関に連絡し、「中断」の手続を行う必要があります。中断手続を行わない場合、振替不能が発生しますので、速やかに対応してください。

また、給与の支給が再開する場合には必ず「復活」の手続を行ってください。「復活」の手続をしない限り自動的に財形貯蓄の預入が始まることはありませんので、ご注意ください。

(2) 退職する者

退職者については、岡山県での財形貯蓄の「解約」手続が必要です。加入者自身で契約している金融機関に連絡し、手続を行ってください。

また、退職後に再任用フルタイムになった場合、新規契約はできませんが、退職以前から財形貯蓄を行っている場合で継続を希望する場合は、引き続き預入することができますので、契約している金融機関で手続を行ってください。

この場合、手続の際に記載いただく「財形控除預入等依頼書」の右上余白部分に朱書きで「再任用継続」と記載してください。

4 留意事項

契約内容（預入満了日等）については当課では把握しておりませんので、契約に関する問い合わせは、加入者自身で契約している金融機関へお願いします。

〈本件担当〉

教育庁福利課福利厚生班 笠原

TEL.086-226-7603